

第9回 町長の企業訪問 (2月18日訪問)

大東ガス株式会社

社は 私たちは公益事業の使命に徹し保安の確保、サービスの向上に努め、ガスの安定供給を旨とし、永く地域社会の発展に貢献します。

町内の企業・事業所を町長自ら訪問して、操業状況、雇用状況等を把握し、現在の要望、課題等を拜聴するとともに、産業振興、雇用対策及び企業・事業所の定着を図るため、第9回「町長の企業訪問」を実施しました。
問い合わせ 秘書広報室 (内線3111・3113)

第9回目は、大東ガス株式会社を訪問しましたので、その内容につきましてお知らせいたします。

当日は、代表取締役社長清水さん、常務取締役田村さん、取締役供給部長瀬谷さんが出席されました。清水社長さんから挨拶をいただいた後、続いて総務課の高村さんから会社概要について、パワーポイントを使用しながら丁寧に説明をいただきました。その後、本社社員



▲コンピューターによる供給管理システムについて、社員の方から説明を受ける鈴木町長

屋上の太陽光発電システム、コンピュータによる供給管理システム、球形ガスホルダー、天然ガス「エコ・ステーション」等を視察し、その後懇談会で意見交換をさせていただきました。会社の沿革は、昭和36年10月東上ガス株式会社的全額出資により設立され、翌37年に一般ガス事業を開始されたことでもありました。

昭和45年12月にお客様件数1万戸達成、昭和54年に埼玉支社・三芳工場・現本社を建設され、昭和58年7月に本社を東京都豊島区から本町に移転されました。

平成6年には、全供給区域天然ガス13A環境にやさしいエネルギー「化」を完了され、翌7年には、お客様件数5万戸を達成されました。平成8年には、役場前の本社敷地に立つ「球形ガスホルダー」を建設、翌9年には天然ガス自動車を導入、平成13年には天然ガス「エコ・ステーション」を開設しました。平成17年には、「ISO14001・2004」認証を取得されました。また、富士見市西みずほ台に「ガス機器体験型ショールーム「大東ガス体験・展示プレイス」」をオープンさせ、最新型のガス機器の展示をはじめ、ガスの良さを実感できる様々な実演や体験イベントを企画しているとのことでした。

平成19年には、志木駅東口前に、「大東ガスウィズガム」をオープンされたのに伴い、毎月一度「スクールガイド」等を発行して、クッキング教室、カルチャークラス、無料のイベントも開催しているようでありました。参加者には、お子様も連れて安心して「大東ガス体験・展示プレイス」親子料理教室の様子



▲社員の方々と話す鈴木町長



▲「球形ガスホルダー」について説明をする瀬谷取締役(写真左)から清水社長(写真右)へ、職員有志の皆さん(30名程)による阿波踊り、まつりを大いに盛り上げていただいております。そして、三芳町防災会議には清水社長が委員として、三芳町次世代育成支援行動計画策定委員会には社員の方それぞれ参加をいただいたき、適切なご意見をいただいております。

今回の訪問で特に感じましたことは、社にもあるとおり、都市ガスの安定供給と保安の確保のため、24時間体制が確立されていること、そしてクリーンエネルギーの天然ガスを供給することによって、温暖化ガス削減と環境問題へも積極的に取り組んでおられることでした。改めてガスの有り難さを感じた企業訪問でした。

町の動き

さまざまな町政の動きをお知らせします。



▲視察前の懇談風景

▲視察前の懇談風景

▲視察前の懇談風景

三芳町公平委員会委員に小林吉夫氏が再任されました

議会の同意を得て、4月1日付で次の人が公平委員に選任されました。
氏名 小林吉夫 (敬称略)
住所 三芳町大字上富1743番地
総合政策課

善意の寄附をありがとうございました

町と社会福祉協議会に、次の寄附が寄せられました。貴重な財源として役立てさせていただきました。ありがとうございました。
ありがとうございました。(敬称略)

(敬称略)

- ▽開暮板(一)二月二十九日 匿名
- ▽二八八三〇〇/二月八日 匿名(物品寄附として)
- ▽三三三三〇〇/二月二日 老人クラブ連合会演芸大会
- ▽一六六四四四/二月一九日 さいしん三芳会

- 株式会社ベルク藤久保店 一〇万円/二月二十四日
- 全日本同和会三芳支部 三〇〇〇〇円/二月二十五日
- 匿名 (愛の福祉基金として) 社会福祉協議会
- ▽五万円/三月五日 細川 武 (福祉の寄附として) 福祉課
- 三芳町消防団 新役員を紹介します

- 消防団員79人は、普段、それぞれの職業に従事していますが、いざ災害が発生した場合には、消防署の職員と力をあわせて消防活動を行います。日常でも消火栓の点検や、夜間巡回など地域に密着した予防活動や啓発活動等幅広い分野で活動しています。(敬称略)
- 団 長 高山 誠二
- 副 団 長 鈴木 章記
- 副 団 長 抜井 尚男
- 第1分団 長 鈴木 紀啓
- 第2分団 長 窪田 忠弘
- 第3分団 長 森田 克之
- 第4分団 長 荻原 健司
- 第5分団 長 古谷野泰章



国民年金

学生納付特例制度 国民年金保険料が後払いできます！

学生のみならず、20歳になったら、必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。しかし、学生本人の取入が一定額以下のときには、申請により保険料の納付が猶予される制度(学生納付特例制度)があります。

【申請手続き】●申請先/市区町村の国民年金担当窓口●持ち物/学生証、印鑑、年金手帳

なお、前年度に学生納付特例が承認されて、今年度も引き続き同一の学校に在学される人には日本年金機構から申請書(ハガキ形式)が送られる制度が平成20年度から始まりました。来年度の手続きは、その申請書(ハガキ形式)に必要な事項を記入して、ポストへ投函するだけです。

ただし、在学する学校等が変わった人については、ハガキ形式の申請書では申請できませんので、あらためて窓口にて申請する必要があります。

【対象になる学生】大学(大学院)、短大、高等学校、専修学校おそれ各種学校(※1)等に在学する20歳以上の学生(※2)が対象です。ただし、本人の前年所得が118万円超のときは、この特例の対象とされません。(学生に扶養親族がいる場合、限度額が引き上げられます。)

※1 各種学校の対象は、学校教育法に規定される各種学校(修業年限は1年以上である課程)となります。また、文部科学大臣が指定した課程の海外大学(日本分校)の学生の人も含まれます。

※2 夜間・定時制課程や通信課程の人も含まれます。

【申請して認められると…】この特例の対象となった期間については、年金額には反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、事故や病気で障害が残った場合には、障害基礎年金が支給されます。死亡の場合は、遺族(「子のある妻」と「子」)には遺族基礎年金が支給されます。

学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば、申出をすることで追納することができます。追納する保険料の額は、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

【問い合わせ】住民課 保険年金係 (内線153-156)